

施策の柱	3 相談支援の充実		
施策項目	(2) 障害者の権利擁護の推進		
施策展開	① 障害者の権利を守る取組の充実	② 成年後見制度の利用支援	③ 障害者虐待防止体制の整備

現行計画に基づく主な取組状況等

● 現行計画に基づく主な取組状況

- ① 心配ごと相談所、福祉サービス利用援助事業（かけはし）、人権擁護委員による人権相談など、さまざまな形で障害者の権利に関わる相談に応じている。
- ② 「障害者 110 番事業」による相談対応や成年後見制度の利用支援などを通じて、障害者の権利の擁護や虐待の防止に努めている。
- ③ 各相談事業を通じて、知的障害者や精神障害者が、サービス利用や契約等において不利益を被ることのないよう努めている。
- ④ 施設や事業者による人権侵害や虐待を防止し、障害者が安心して福祉サービスを利用できるよう、事業者指導等に努めている。

事業名	単位	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
心配ごと相談所	利用件数	3,681件	2,142件	3,398件	4,724件	4,668件	3,486件
福祉サービス利用援助事業（かけはし）	契約者数	144人	178人	185人	214人	251人	262人
人権擁護委員による人権相談	相談件数	26件	21件	36件	35件	10件	21件
障害者 110 番事業	対応件数	356件	503件	461件	484件	644件	563件

(障害者福祉に関するアンケート調査の関係部分)

- ① 「障害や病気があるために差別を受けたり、いやな思いをしたことがあるか」について、障害者全体で概ね 2 人に 1 人 (53.6%) が「ある」と回答している。

回答者	全体	身体	知的	精神(通)	精神(入)	難病	高次脳	発達	障害児
「ある」と回答した割合	53.6%	35.5%	73.0%	45.5%	48.5%	40.4%	52.9%	74.1%	75.2%

- ② 「障害者の権利を守るために、市がする必要がある取組」について、障害者全体で概ね 4 人に 1 人 (27.5%) が「市民の障害及び障害者への理解を深めるための啓発」と回答している。

回答者	全体	身体	知的	精神(通)	精神(入)	難病	高次脳	発達	障害児
「市民の障害及び障害者への理解を深めるための啓発」と回答した割合	27.5%	24.4%	29.3%	24.3%	17.0%	26.3%	47.1%	37.8%	37.1%

- ③ 「今後、広島市で重点的に進める必要がある障害者施策」について、障害者全体で概ね 5 人に 1 人 (17.6%) が「障害や障害者への理解を深めるための啓発を行うなど、障害者の権利を守る取組を推進すること」と回答している。

回答者	全体	身体	知的	精神(通)	精神(入)	難病	高次脳	発達	障害児
「障害や障害者への理解を深めるための啓発を行うなど、障害者の権利を守る取組を推進すること」と回答した割合	17.6%	13.6%	20.3%	17.0%	12.3%	17.0%	29.4%	24.1%	23.8%

(その他)

- ①平成 23 年 8 月の障害者基本法の改正で、新たに「消費者としての障害者の保護」や「選挙等における配慮」についての規定が盛り込まれた。
- ②国において、障害者権利条約の批准に向けた取組が進められている。

次期計画において求められること

- 1 障害者福祉に関するアンケート調査では、障害者全体で概ね 4 人に 1 人が「障害者の権利を守るために、市がする必要がある取組」について「市民の障害及び障害者への理解を深めるための啓発」と、概ね 5 人に 1 人が「今後、広島市で重点的に進める必要がある障害者施策」について「障害や障害者への理解を深めるための啓発を行うなど、障害者の権利を守る取組を推進すること」と回答しており、引き続き、障害者の権利を守る取組として、市民の障害及び障害者に対する理解を深めていくことが求められている。
- 2 障害者やその家族からの人権に関する相談に応じ、助言や情報提供を行う体制の確保が不可欠である。
- 3 改正障害者基本法に新たに「消費者としての障害者の保護」や「選挙等における配慮」が規定されたことを踏まえ、障害者の消費者としての利益の擁護や選挙等における配慮についての取組が求められる。
- 4 障害者の権利を守る取組として、障害者権利条約の趣旨や国の動向等を踏まえた取組を行う必要がある。

次期計画における施策の方向性等

方向性

- 市民が障害及び障害者への理解を深めるための取組を充実する。
- 障害者やその家族からの人権相談に応じ、助言を行う。
- 障害者基本法の改正に対応し、障害者の消費者としての利益擁護や選挙等における配慮等の検討を行う。
- 障害者権利条約の趣旨や国の動向等を踏まえた取組を行う。

主な事業・取組

- ② 障害者週間（12月3日～9日）推進事業
- ② 人権啓発フェスティバルの開催
- ② 心配ごと相談所
- ② 障害者 110 番運営事業
- ② 福祉サービス利用援助事業（「かけはし」）
- ② 各区役所で実施する人権相談
- ② 障害者基本法改正に対応した取組の検討（消費者としての利益擁護、選挙等における配慮等）

施策の柱	3 相談支援の充実		
施策項目	(2) 障害者の権利擁護の推進		
施策展開	① 障害者の権利を守る取組の充実	② 成年後見制度の利用支援	③ 障害者虐待防止体制の整備

現行計画に基づく主な取組状況等

● 現行計画に基づく主な取組状況

- ① 身寄りがない人のために、市長が法定後見の開始の申立てを行う際に必要となる、申立てに係る費用と後見人報酬を負担し、成年後見制度の利用促進に努めている。
- ② 平成 22 年度から、市長申立ての際に限定していた後見人報酬の助成を、本人及び親族等が申し立てた場合も対象に拡大した。
- ③ 平成 23 年度から、市社会福祉協議会が、他に成年後見人等候補者がいないなど一定の要件の下で、法人後見として成年後見人等の受任を行う成年後見事業「こうけん」を開始した。

事業名	単位	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度
成年後見制度利用支援事業	申立件数	4 件	3 件	5 件	4 件	6 件	7 件
	報酬助成件数	—	—	—	—	2 件	3 件

(障害者福祉に関するアンケート調査の関係部分)

- ① 「今後、広島市で重点的に進める必要がある障害者施策」について、障害者全体で 概ね 11～12 人に 1 人 (8.6%) が、知的障害者で概ね 5 人に 1 人 (19.0%) が「成年後見制度を使いやすくすること」と回答している。

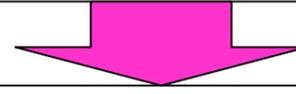
回答者	全体	身体	知的	精神(通)	精神(入)	難病	高次脳	発達	障害児
「成年後見制度を使いやすくすること」と回答した割合	8.6%	5.3%	19.0%	4.9%	3.8%	5.6%	11.8%	7.8%	11.5%

(障害者施策推進協議会で出された主な意見)

- ① 専門性が高く分かりにくい「成年後見制度」を使いやすくする具体的な支援策を検討してほしい。

次期計画において求められること

- 1 障害者福祉に関するアンケート調査では、「今後、広島市で重点的に進める必要がある障害者施策」について、障害者全体で 概ね 11～12 人に 1 人が、知的障害者で概ね 5 人に 1 人が「成年後見制度を使いやすくすること」と回答しており、成年後見制度は専門性が高く分かりにくいいため、制度を使いやすくするための取組が求められている。
- 2 判断能力が十分でない障害者等の権利、財産を保護し、安心して生活できるよう、成年後見制度の周知に努める必要がある。



次期計画における施策の方向性等

方向性

- 成年後見制度を使いやすくするための支援を検討する。
- 必要とする障害者が利用できるよう成年後見制度の周知に努める。

主な事業・取組

- ② 成年後見制度利用支援事業
- ② 成年後見事業「こうけん」(市社会福祉協議会事業)

施策の柱	3 相談支援の充実		
施策項目	(2) 障害者の権利擁護の推進		
施策展開	① 障害者の権利を守る取組の充実	② 成年後見制度の利用支援	③ 障害者虐待防止体制の整備

現行計画に基づく主な取組状況等

● 現行計画に基づく主な取組状況

- ① 市内全ての障害者支援施設や指定障害者福祉サービス事業所に対し、障害者虐待防止・権利擁護対策についての通知を行い、その周知徹底に努めている。
- ② 障害者に対する虐待が発生した障害者支援施設等に対して、障害者自立支援法に基づく勧告を行うなど、再発防止に努めている。
- ③ 平成 24 年 10 月の障害者虐待防止法の施行に向け、虐待の通報受理や障害者及び養護者に対する支援を行う障害者虐待防止センターの設置、障害者虐待防止・早期発見マニュアルの作成など、障害者虐待の防止に向けた各種取組の検討を進めている。

(障害者福祉に関するアンケート調査の関係部分)

- ① 「障害や病気があるために差別を受けたり、いやな思いをしたことがある」人について、「どのような差別」を受けたかを聞いたところ、虐待の可能性のある項目を選択した人も見受けられる。

回答者	全体	身体	知的	精神(通)	精神(入)	難病	高次脳	発達	障害児
無視された	26.1%	19.7%	32.3%	29.2%	31.6%	29.2%	22.2%	26.5%	21.5%
暴力をふるわれた	11.5%	5.9%	17.6%	10.3%	18.9%	3.8%	0.0%	8.4%	10.8%
自分のお金や持ち物を無断で使われた	6.3%	3.3%	7.5%	12.3%	16.8%	1.9%	0.0%	2.4%	2.6%
自由に外出させてもらえなかった	6.9%	6.4%	5.7%	9.1%	17.9%	4.7%	11.1%	2.4%	4.6%
一方的に解雇された	5.7%	2.8%	4.6%	17.3%	16.3%	3.8%	11.1%	2.4%	0.5%
異性からいやなことをされた	4.8%	2.8%	4.8%	9.9%	11.6%	4.7%	0.0%	6.0%	1.5%

次期計画において求められること

- 1 障害者福祉に関するアンケート調査では、「障害や病気があるために差別を受けたり、いやな思いをしたことがある」人について、「どのような差別」を受けたかを聞いたところ、虐待の可能性のある項目への回答も少なくないため、虐待の早期発見・防止のための取組が求められている。
- 2 障害者支援施設や指定障害者福祉サービス事業所の従事者等が、障害者虐待防止・権利擁護対策に対して一層意識を向上させることが求められる。

次期計画における施策の方向性等

方向性

- 「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」が平成 24 年 10 月に施行されるため、障害者虐待防止センターの設置など障害者の虐待防止のための体制整備を図る。
- 児童虐待防止、高齢者虐待防止、配偶者からの暴力等の防止などの施策との連携を図る。
- 相談支援事業者と連携した相談体制の強化や関係機関との連携強化等により障害者の権利擁護の充実に努める。
- 障害者支援施設や指定障害福祉サービス事業所の従事者等に対する研修を通じて障害者虐待防止・権利擁護の意識向上を図る。

主な事業・取組

- ◎ 障害者虐待防止事業
- ◎ 虐待通報等の窓口一元化の検討
- ◎ 民間の福祉サービス従事者への研修